

平成29年第17回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成29年9月28日（木）14時00分から15時05分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、
城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 吉田法稔、理事 松尾圭子、総務部長 辰田一郎、
教育企画部長 木原茂、教育振興部長 原田靖、総務課長 日高公德、
企画調整課長 高田裕康、教職員課長 平川真一

6 傍聴者等数

2名

7 会議

14時00分、清家委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）及び第28号議案「県立学校教職員の人事について」並びに協議（2）及び第29号議案「県費負担教職員の人事について」は、久保田委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）議事

- ・第26号議案 福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
- ・第27号議案 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第26号議案と第27号議案については、いずれも県立高等学校等の入学に関しての福岡県教育委員会規則の一部改正に係る案件であるため、一括して審議することとされた。

まず、第26号議案について、高田企画調整課長から、この改正の趣旨は県立高等学校の入学定員の変更、学科名の変更、募集形態の変更及び課程の廃止をするものである旨の説明があった。

入学定員については、「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」が中学校卒業者数及び想定進学率の見込みにより提言する長期計画に基づき、公立と私立が協調して生徒の受入れを図っているところであり、今後の中学校卒業者数の推移は、県内全体では、約1100人の減少が見込まれていることの説明があり、これに伴い、小倉南高等学校をはじめとする12校の「全日制課程普通科」、八女農業高等学校等2校の「専門教育を主とする学科」及び八幡中央高等学校の「定時制課程普通科」について、各校1学級40人を削減する旨の説明があった。

この他、嘉穂総合高等学校における教育内容を中学生や保護者、地域に対してより分かりやすくするため、有する4学科の名称を変更し、また、八女農業高等学校において現在4学科、各1学級40名で計160名としている定員を4学科全体で120名に改め、平成27年度に募集停止とした伝習館高等学校の定時制課程を廃止するものであり、続いてこの規則は公布の日から施行し、改正後の規則の規定は平成30年度以降に入学する者から適用するものである旨の説明があった。

引き続き、第27号議案について、高田企画調整課長から魅力ある県立高等学校づくりのための学校活性化の観点及び学区制度が抱える課題を踏まえて制度の在り方を検討する観点から、戸畑高等学校をはじめとする5校について、それぞれ出願可能な地域を追加し、また、宗像中学校から宗像高等学校、嘉穂高等学校附属中学校から嘉穂高等学校へ入学しようとする者の通学区域を県内全域の学区とするために規則の一部を改正するものであり、この規則については公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成30年度以降に入学する者から適用することとするが、平成30年度に該当校の第2学年、第3学年に転編入する場合は、改正前の規定が適用されることとなる旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久保田委員から、専門学科について、農業科や家庭科の定員が減となった理由について質問があった。

これに対して、高田企画調整課長が、主な理由は中学校卒業者数見込の減少によるものであり、普通科と職業系学科のバランスを図りながら中学校卒業者数見込の減少に対応した定員削減をしている旨の回答があった。

これに対して、久保田委員から、前年度の志願倍率とは関係ないのかとの質問があった。

これに対して、高田企画調整課長から、それぞれの学校の昨年度までの志願倍率等も考慮して決定している旨の回答があった。

次いで、前田委員から、嘉穂総合高等学校の普通科にあっては、現行80名の定員に対して、半減の40名となっているが問題はないのかとの質問があった。

これに対して、高田企画調整課長から、募集定員は1学級40名が基礎となっているため、結果として半分となっている旨の回答があった。

次いで、木下委員から、学区制の抱える問題点とは具体的にどのようなものかとの質問があった。

これに対して、高田企画調整課長から、本県の通学区域制度は昭和47年度以降、地理的な条件等を踏まえた上で、県内に複数の学区を置く「中学区制」を採用しているが、全国的には、全県で一つの学区とするような「大学区制」を採用しているところが多く、本県においては、市町村合併等をはじめとする複数の事情により、従来設定した学区の地理的な条件に変化が生じているという問題がある旨の回答があった。

これに対して、木下委員から、全国的に大学区制が多いということであったが、福岡県が中学区制を維持することのデメリットは何かとの質問があった。

これに対して、高田企画調整課長から、学校の選択においては都市部に集中する傾向がある中で、就学機会の確保の観点から、中学区制を採用し、過度な集中を防いでいる旨の回答があった。

また、城戸教育長から、普通科高等学校の選択肢が1～2校の場合を小学区制、3～6校の場合を中学区制、7校以上の場合を大学区制と定義しており、全国的に中学区制から大学区制へ移行している理由は進学先の選択肢を増やすためであるが、大学区制の採用により、地方の学校の欠員が大幅に増え、学力面において都市部の学校が上位に並ぶ序列ができあがる恐れがあり、本県としては学校間における切磋琢磨により地域間の学力の均衡を保つ方が、生徒に良い影響があると考えていることから中学区制を採用しており、市町村合併や交通事情の改善により学区の見直しを行っているところであり、今後も社会情勢等を考慮して、学区を広げることを含めて検討していく旨の補足があった。

これに対して、木下委員から現在の制度では、地域によって学校の選択肢の数に差が生じているため、もう少し柔軟な学区制を検討してもらいたいとの意見があった。

次いで、宮本委員から、嘉穂総合高等学校における学科名について変更

されるとのことであるが、学科の内容について変更はないのかとの質問があった。

これに対して、高田企画調整課長から、名称の変更に伴う教育課程の変更はあるものの、基本的には教育内容の変更はない旨の回答があった。

次いで、審議が行われ、第26号議案及び第27号議案は原案どおり可決された。

(2) 報告

・福岡県人事委員会勧告について

平川教職員課長から、福岡県人事委員会により「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」について説明があった。

本年の給与勧告は、職員の給与が民間給与を下回ったことにより、給料月額及び期末・勤勉手当を平成29年4月1日に遡って引き上げるとともに、地域手当の支給割合を県内一律に見直すものである。なお、勧告に併せて、部活動指導手当等に係る特殊勤務手当の引上げ、高等学校における通級指導が開始されることに係る給料の調整額の支給、常勤講師等の非正規教職員の給与の適正化、人材の確保と育成、働き方改革と勤務環境の整備、高齢層職員の経験の活用及び公務員倫理の徹底について適切に対応していく必要があるとの意見が付されている旨の説明があった。また、今後は知事による意思決定の後、職員団体との交渉を経て、県議会に議案として上程し、議決された後に施行するという流れになっており、給与条例改正に際しては、改めて教育委員会会議において諮る旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から、近年の勧告の状況はどのようなになっているかとの質問があった。

これに対して、平川教職員課長から、直近4年は引上げ改定であったが、その前2年は据え置き、その前3年は引下げ改定であった旨の回答があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

公開審議はここまでとされ、清家委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(3) 協議

・県立学校教職員の人事について

平川教職員課長から、県立学校教職員の信用失墜行為について説明があった。

(4) 議事

- ・第28号議案 県立学校教職員の人事について

平川教職員課長から、県立学校教職員の信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第28号議案は原案どおり可決された。

(5) 協議

- ・県費負担教職員の人事について

平川教職員課長から、県費負担教職員の服務規律違反について説明があった。

(6) 議事

- ・第29号議案 県費負担教職員の人事について

平川教職員課長から、県費負担教職員の服務規律違反に対し、分限処分の必要がある旨の説明があった。

次いで議案が行われ、第29号議案は原案どおり可決された。

清家委員長が閉会を宣言し、15時05分閉会した。